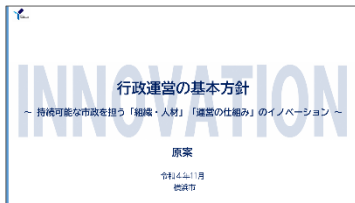


「行政運営の基本方針」（原案）を策定しました！



「行政運営の基本方針」は、時代が大きな転換期にある中で、持続可能な市政を実現するため、横浜市役所と職員がこれから「どのような考え方で、何に重点をおき、どういった姿勢で行政運営に取り組むか」を示したものです。

8月30日に発表した「行政運営の基本方針」（素案）について、その後検討を進め、このたび原案を取りまとめました。今後は、12月末に確定させる予定です。

■ 素案からの主な変更点

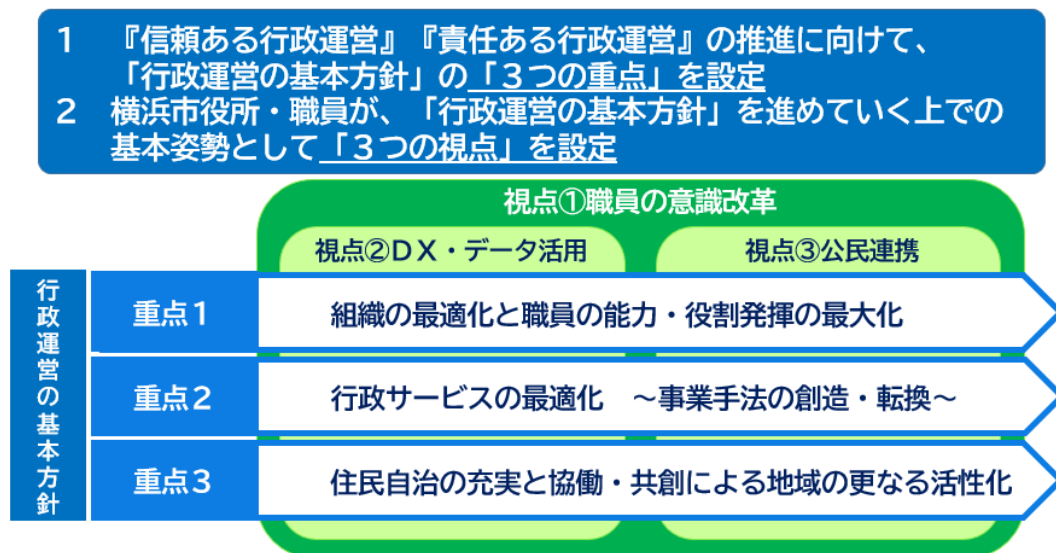
- 1 重点1 組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化（原案冊子 17、18 ページ）
 - ・ 障害者雇用の推進について記載を追加
 - ・ 高齢期の職員の能力発揮について表現を変更
- 2 視点2 DX・データ活用（原案冊子 35 ページ）
 - ・ デジタルを得意としない方に寄り添うことについて記載を追加

【参考】「行政運営の基本方針」の概要

○ これからの行政運営

- ① 基礎自治体として、ゆるぎない理念を实践する信頼ある行政運営
- ② 持続可能な市政に向け、『3つの市政方針』を重視した責任ある行政運営

○ 「行政運営の基本方針」の「3つの重点」と基本姿勢の「3つの視点」



「行政運営の基本方針」（原案）は、横浜市総務局のウェブページからご覧いただくことができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/hoshin.html>

※ 市民情報センターや各区役所広報相談係でもご覧いただくことができますが、冊子の配布は行っておりません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

総務局行政マネジメント課長 帰山 誠人 Tel 045-671-2112